

処遇改善加算への取り組み

* キャリアパス要件(I)

- ① 職員の任用における職位（役職）、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めている。
- ② 職位（役職）、職責または職務内容に応じた賃金体系について定めている。
- ③ 就業規則等の規程を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

* キャリアパス要件(II)

- ① 資質向上のための計画に沿って研修機会の提供または技術指導を実施するとともに職員の能力評価を行う。
- ② 資格取得のための支援（資格取得休暇等）を実施している。

* キャリアパス要件（III）

一定の基準に基づき、原則として毎年定期に昇給を判定する仕組みを実施

* 職場環境等要件（その他 賃金改善以外の処遇改善への対応）

① 資質の向上

ア 働きながら資格取得、資格の更新、より専門性の高い支援技術の取得に係る研修の受講支援をおこなう。

イ 受講期間の出勤免除並びに交通費・研修費の助成を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整える。

② 職場環境・処遇の改善

ア 事業所内ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善につとめる。

イ 法人事業所においては定期的な研修会や連絡会議を開催し支援力の向上をはかる。

ウ 非正規職員から正規職員への転換

非正規職員の経験に応じて本人の希望も考慮し合意形成しながら対応する。

エ 社会保険労務士と顧問契約を締結し、法改正に応じた就業規則等の見直しを進め、働きやすい労働環境の整備に努める。